

- 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び目標設定の考え方	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。
---------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

	政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
--	--

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定） ○「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）
---------------------------	--

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
取組内容	為替レートは、経済ファンダメンタルズ（経済の基礎的状況）を反映しつつ、安定的に推移することが重要であると考えます。通貨当局として、G 7（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明やG 20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替相場の安定に向けて取り組みます。 A 外国為替市場の安定化に向けた取組 引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G 7 / G 20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。 また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、有事の際には、市場の急激な動きを受

けて直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。

B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確にかつ適時公表を行っていきます。

また、「国際収支統計」、「対外及び対内証券売買契約等の状況」等も、対外的な資金の流れに関して、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から重要です。国際収支統計は、内閣府において作成・公表される「国民経済計算」の基礎統計ともなっており、適切な作成・公表を行っていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組

（令和4年度目標）

G7/G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

（目標の設定の根拠）

外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

定量的な測定指標

〔主要〕 政6-1-1-A- 1：外国為替 平衡操作実施 状況、外貨準 備の状況等の 正確かつ適時 な情報の提供 （単位：回）		作成 頻度		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度 目標値
	外国為替平 衡操作実施 状況（月ベ ース）	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	外国為替平 衡操作実施 状況（日ベ ース）	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	N.A.	
	外貨準備等 の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5営 業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	N.A.	
〔主要〕 政6-1-1-A- 2：国際収支 状況等の正確 かつ適時な情 報の提供 （単位：回）	国際収支状 況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第10 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	N.A.	
	本邦対外資 産負債残高	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表
			実績値	1	1	1	N.A.	

		オフショア 勘定残高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末までに公表
				実績値	12	12	12	N. A.	
		対外及び対 内証券売買 契約等の状 況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第10営業日までに公表
				実績値	12	12	12	N. A.	
		達成割合			100%	100%	100%	N. A.	

(注) 令和3年度実績値は、令和4年6月末までにデータが確定するため、令和3年度実績評価書に掲載予定。

国際収支状況
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm)
 本邦対外資産負債残高
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm)
 外貨準備等の状況
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm)
 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.htm)
 外国為替平衡操作実施状況
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)
 オフショア勘定残高
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm)
 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）
[＜https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm＞](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm)

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確にかつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「為替相場の動向」
	○参考指標 2 「国際収支動向」
	○参考指標 3 「対外資産負債残高」
	○参考指標 4 「外貨準備動向」
	○参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

施策	政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
取組内容	A G 7、G 20等の国際的な議論への参画 強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。とりわけ、G 20サミットは、平成20年秋の金融危機発生による混乱が実体経済にまで波及し、世界経済の先行きに対する懸念が急速に高まる中で、新興国を含めた枠組みによって対応を議論する必要性が認識されて発足したものであり、国際経済協力に関する第一

のフォーラムとされています。

令和 3 年においては、世界経済が引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、G 7 及び G 20 は、国際保健の枠組強化、IMF を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への取組など、世界経済の回復に向けて主導的な役割を果たしました。併せて、国際課税や中央銀行デジタル通貨、気候変動等の課題に対応するための議論も行っています。我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、令和 5 年には G 7 の議長を務めることも踏まえつつ、今後も、国際金融システムの安定化に向けて、G 7・G 20 を含めた国際的な枠組みに積極的に参画していきます。また、令和 4 年 2 月以降の、国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略に対しては、G 7 等と協調しつつ毅然と対応するとともに、ウクライナ及び周辺国等への支援も進めていきます。

B 国際通貨基金（IMF）等の国際金融システム安定化の取組への参画

平成 20 年秋の金融危機発生以降、国際通貨基金（IMF：用語集参照）は、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしてきました。

また、IMF は、危機予防目的の資金支援等や、加盟国へのサーベイランス（政策監視）の一層の強化、G 7、G 20 への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う未曾有の危機に対しては、IMF は、緊急融資制度を強化し、計 87 か国に対して 18 兆円を超える支援を提供するなど、世界経済を支える重要な役割を果たしています。

我が国は、6,500 億ドル相当の特別引出権（SDR）の新規配分や、新たに配分された SDR の使用における透明性・説明責任向上のための措置の導入、配分された SDR を脆弱国に自発的に融通する枠組みの導入等の議論を主導するなど、IMF の活動を積極的に支援しています。

我が国は、IMF を通じて国際金融システムの安定を実現すべく、今後も IMF の議論に積極的に参画し、IMF の更なる機能強化に取り組んでいきます。加えて、IMF が真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフの増加のために努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（用語集参照）（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政 6-1-3 参照）。

以上のような、G 7、G 20、IMF 等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、これに取り組んでいきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政 6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（令和 4 年度目標）

G 7、G 20 等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMF をはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMFの融資状況」 ○参考指標 3 「IMFに対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMFのサーベイランス実施状況」 ○参考指標 6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」 ○参考指標 7 「IMFのセーフティネットの規模」 ○参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」
------	--

施策	政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進
取組内容	アジア地域は、新型コロナウイルスの影響から回復しつつあるものの、グローバル経済・金融環境の変化により、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも、地域金融市場の安定を維持するには平素からの金融協力が重要です。アジア経済がポストコロナにおいて持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。 日本は、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。 二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ取極（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。 A 多国間の地域金融協力 アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みであるASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。我が国は、第25回ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議（令和4年5月）の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。 また、ASEAN+3域内の経済情勢の監視を行う役割を担う「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、新型コロナウイルス感染症が地域経済に及ぼす影響の分析なども行っており、こういったサーベイランス能力及び組織能力を強化する取組を引き続き支援していきます。 さらに、平成15年8月から開始したアジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、令和3年5月に開催された財務大臣・中央銀行総裁会議においても、同イニシアティブが着実に進捗していることが改めて認識されています。また同イニシアティブのもと平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（CGIF）（用語集参照）は、現地通貨建て債券への保証を行っています（令和3年11月末時点で累計51件、累積保証残高2,559百万米ドル）。こうした取組を通じて、域内現地通貨建て債券の発行体や債券の種類が多様化する等、既に多くの成果が実現しており、同イニシアティブが開始する直前の平成14年末と比べ、ASEAN+3の現地通貨建て債券市場の規模は約17倍に拡大しています。我が国は、引き続き、アジアの金融市場の安定に資するべく、本イニシアティブ

ブに積極的に貢献し、アジア金融市場の環境整備支援を推進していきます。

その他、ASEAN地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）については、平成31年4月にSEADRIF保険会社が設立され、令和3年2月にラオスを対象とした災害保険が開始されました。現在は、新たにベトナムのSEADRIF加入手続きを進めるとともに、公共財産保護プログラムの具体化に関する議論が着実に進展しており、今後も、同ファシリティの活動を支援していきます。

B 二国間の金融協力

さらに、こうした多国間（マルチ）の地域協力の枠組に加え、二国間（バイ）の取組も重要です。特に、ASEAN、インド、中国、韓国等のアジアの国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のために重要です。

ASEAN諸国との関係においては、日本財務省は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの5ヵ国との間で二国間通貨スワップ取極を締結しており、令和3年度には、マレーシア以外の4ヵ国との取極が期限を迎え、それぞれ更新しました（令和3年12月時点）。これらの取極を通じて、ASEAN地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和2年8月にはインドネシア中央銀行との間で現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを設立しており、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとの間では、資本市場の育成や金融規制についてのディスカッションや両国のマクロ経済についての情報交換を行っているほか、平成31年2月に二国間通貨スワップ取極を締結しており、令和4年2月に延長を行いました。中国との間では、平成30年5月の日中首脳会談で早期実現することが合意された邦銀の人民元クリアリングバンクとしての指定や邦銀への債券引受（平幹事）ライセンスの付与が実現しました。引き続きこれらの国との金融協力を推進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

（令和4年度目標）

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

〔主要〕 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

（令和4年度目標）

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEAN+3における 現地通貨建て債券による資金調達 の状況（現地通貨建て債券市場の債 券残高の対前年比）	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度 目標値
	目標値	-	-	-	100% 以上	100% 以上
	実績値	112.6%	112.5%	118.2%	N. A.	

（注1）ASEAN主要6ヵ国及び中韓の、年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート（当該暦年末時点の為替レート）により米ドル換算した上で対前年比を測定。

（注2）令和3年度の実績値は、令和4年6月頃に確定し、令和3年度の実績評価書に記載します。

（出所）Asian Bonds Online（令和3年12月8日時点の公表値）

(目標値の設定の根拠)

アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%を目標値として設定します。

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

- 参考指標1「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」（再掲）
- 参考指標2「日本－AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」
- 参考指標3「アジア諸国との二国間通貨スワップ取極」
- 参考指標4「サーベイランスの実施状況（ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数（代理レベル含む））」

施策

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

取組内容

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題は国際社会全体の課題です。この課題に対処するため、これらに関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となっています。

このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。具体的には、例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和3年6月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じており、FATF（金融活動作業部会：用語集参照）勧告に基づく速やかな資産凍結を実施しています。さらに、令和4年2月以降のロシアに

よるウクライナ侵略を受け、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携を密にし、当該措置を適時に実施していきます。

また、F A T F や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F 勧告の実施等を推進していきます。国内の資金洗浄・テロ資金対策については、令和 3 年 8 月に F A T F が公表した第 4 次対日審査報告書を契機として、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後 3 年間の行動計画を策定しました。F A T F や G 20 等の国際的な議論も踏まえながら、引き続き関係省庁等と協力して取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替検査ガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-4-B-1：テロ資金・マネーロンダリングへの国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

（令和 4 年度目標）

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和 3 年 8 月に策定した行動計画に沿った取組を含め、国際社会と協調しつつ、資金洗浄・テロ資金対策に関する F A T F 勧告の実施等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及び F A T F 勧告の着実な実施等を図るため、適切に外国為替検査を実施していきます。

（目標の設定の根拠）

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 勧告の着実な実施等が、国際金融システムの安定に資するためです。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度目標値
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	—	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	N. A.	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	0	1	1	N. A.	

		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	0	1	1	N. A.	
(注) 令和3年度の実績値は、令和4年3月末に確定し、令和3年度の実績評価書に記載します。 (目標値の設定の根拠) 制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。							
政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度目標値
	オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	—	249	238	238	226
		実績値	249	238	226	N. A.	
	外国為替検査の実施件数	目標値	—	110	110	90	N. A.
		実績値	123	109	15	N. A.	
(注1) 令和3年度の実績値は、令和4年3月末に確定し、令和3年度実績評価書に記載します。 (注2) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。 (注3) 外国為替検査の目標値については、令和4年7月～8月に令和4事務年度（7月～翌年6月までの期間）の検査計画を策定することとしているため、令和5年度実施計画に掲載予定です。 (目標値の設定の根拠) 制裁措置の実効性の確保及びF A T F勧告の着実な実施を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和2年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。							
政6-1-4-A-2：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度目標値
	目標値		—	12	12	12	12
	実績値		34	15	10	N. A.	
(注) 令和3年度の実績値は、令和4年3月末に確定し、令和3年度の実績評価書に記載します。 (目標値の設定の根拠) 外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							

参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 勧告に係る演習・研修への参加状況」
-------------	---

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。 昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、改正外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。 また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、引き続き関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、引き続き、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組 （令和 4 年度目標） 迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 対内直接投資審査制度の実効性を確保するためには、国内関係省庁や海外当局との連携が重要かつ不可欠と考えられるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和 4 年度行政事業レビュー番号
(項) 事務取扱費	2, 082, 727 千円	1, 923, 675 千円	3, 447, 056 千円	2, 604, 411 千円	
(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2, 082, 727 千円	1, 923, 675 千円	3, 447, 056 千円	2, 604, 411 千円	

	(項) 諸支出金	249,725,146 千円	248,003,418 千円	268,268,473 千円	348,074,791 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	249,725,146 千円	248,003,418 千円	268,268,473 千円	348,074,791 千円	
	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	732 千円	813 千円	758 千円	747 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	732 千円	813 千円	758 千円	747 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	494,452,555 千円	431,602,131 千円	506,935,763 千円	496,251,843 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	494,452,555 千円	431,602,131 千円	506,935,763 千円	496,251,843 千円	
	合 計	746,261,160 千円	681,530,037 千円	778,652,050 千円	846,931,792 千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 6 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
-------	--------------------------------	------------	------------

○ 政策目標 6 - 2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

政策目標の内容及び目標設定の考え方	世界経済の中で大きな地位を占める我が国として、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力に積極的に取り組むことが求められています。 また、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民の ODA に対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。
---------------------------------	---

上記の「政策目標」を達成するための「施策」	
	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援

関連する内閣の基本方針	○「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） ○「開発協力大綱」（平成27年 2 月10日閣議決定） ○「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年 5 月23日公表） ○「成長戦略フォローアップ」（令和 3 年 6 月18日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和 3 年 6 月18日閣議決定） ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年11月19日閣議決定） ○「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和 2 年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月17日改訂）
---------------------------	--

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用	
取組内容	我が国は、SDGs（用語集参照）やODA等に関する様々な国際公約の達成に向けた取組を積極的に推進する一方、我が国の厳しい財政状況や国民の視点を踏まえると、ODAについてはこれまで以上に戦略的な実施や開発効果の向上等に努めていくことが課題となっており、平成27年 2 月10日に閣議決定された「開発協力大綱」でも示された通り、ODA等について一層の重点化・効率化を図ることが求められています。 財務省は、関係省庁間で密接な連携を図りながら、有償資金協力（円借款（用語集参照）等）・技術協力・無償資金協力の一体的活用、国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）（用語集参照）及び諸外国との援助協調の推進、国別援助方針の策定、ODA評価の充実、NGOや民間企業等との連携、国際協力銀行（JBIC）の機能強化等に取り組んで

	いるところであり、引き続きODA等の効率的・戦略的な活用に取り組んでいきます。
--	---

定 性 的 な 測 定 指 標	
	〔主要〕 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用 （令和4年度目標） 円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。
	政6-2-1-B-2：国際協力銀行（JBIC）を通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用 （令和4年度目標） JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。 （目標の設定の根拠） 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。
	今回廃止した測定指標とその理由
	該当なし
	参考指標 ○参考指標1「開発途上国に対するODA、OOF及びPF（民間資金）の実施状況」 ○参考指標2「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標3「円借款の標準処理期間の達成状況」 ○参考指標4「JICAの詳細型事後評価完了案件の分布」 ○参考指標5「国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】
施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等
取組内容	財務省は、有償資金協力（JICA）を通じた支援やJBIC業務、MDBsに関する業務を所管する立場から、以下の通り取り組んでいきます。 A 有償資金協力（JICA）を通じた支援 開発途上国に対して、長期・低利の緩やかな条件で開発資金を融資する円借款は、開発途上国にとって必要不可欠な経済インフラの整備や社会開発を推進するために重要な役割を果たしています。その効果を一層高め機動的な円借款の実施を可能とするために、円借款や海外投融資（用語集参照）の更なる迅速化や、ハイスpekク借款（用語集参照）、サブ・ソブリン向け円借款（相手国政府保証の免除）及びドル建て借款といった制度拡充を実施し、その運用をしています。また、令和2年4月、途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援するため、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」を創設しました。 円借款は、返済が求められる有償の資金であることから、債務償還確実性の確保に慎重を期す必要があります。財務省としては、IMFをはじめとする国際金融機関の知見も活

用しつつ、開発途上国の財政や国際収支の状況を分析する等、債務持続可能性に目を配るとともに、世界銀行をはじめとするMDBsとの連携が図られるように意を用いる等、援助効果の向上に努めています。こうした観点から、相手国政府との協議や、それを受けて策定される国別援助方針、更には、個々の円借款の案件の形成に参画していきます。

引き続き、アジア地域をはじめ、世界各地域に対し、その必要性と特性に応じ、世界銀行、アジア開発銀行などのMDBsとの連携を深めながら、開発効果の高い円借款の供与を図っていくほか、更に技術協力・無償資金協力との有機的連携を進めていきます。

B J B I Cを通じた支援

J B I Cについては、引き続き、民業補完の原則の下、国策上重要な海外資源確保、我が国産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努め、こうした取組により、開発途上国等の持続的発展に貢献していきます。

また、J B I Cは、海外発行体が発行するサムライ債（用語集参照）を保証又は一部を取得することにより、同発行体の信用力や債券発行力を補完し、東京市場での知名度を高め、将来的に独力でサムライ債が発行できるよう支援しています。

平成28年には株式会社国際協力銀行法を改正し、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設しました。

また、令和3年1月には、これまでの「成長投資ファシリティ」を再編し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援する「脱炭素推進ウィンドウ」、及び、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援する「サプライチェーン強靱化ウィンドウ」の2つのウィンドウからなる「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。

こうした枠組も活用し、開発途上国等を支援していきます。

C M D B s等を通じた効率的・戦略的な支援

世界銀行、アジア開発銀行等のMDBsは開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。MDBsは、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

我が国は、開発分野で重視するテーマについて、MDBsを重要なパートナーとして協働して取り組んでいきます。例えば、日本議長下のG20の成果である「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の推進や、日本が国際的な議論を主導してきた途上国における感染症への予防・備え・対応の強化といった取組について、途上国における具体的なプロジェクトにつなげるため、MDBsに設置された日本信託基金を通じて、積極的に支援していきます。

併せて、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBsの政策や業務に反映させ、また、我が国の開発援助にMDBsの経験・専門的知見を活用することで、我が国支援の効果・効率を増大させていきます。例えば、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（IDA）について、令和3年12月に合意した第20次増資（IDA20）では、我が国が各国に先がけて議論の開始を呼びかけるなど、リーダーシップを発揮する中で、通常3年に一度

実施する増資の1年前倒しが合意されるとともに、我が国が増資交渉の最終会合を主催しました。この結果、I D A 20においては、新型コロナウイルス感染症への対応やユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）の推進を含む保健システムの強化、自然災害に対する強靱性、質の高いインフラ投資、債務の透明性・持続可能性等、我が国が重視する開発課題が重点政策に位置付けられました。今後、今回の増資で合意された内容が着実に実施されていくよう、我が国としても引き続き働きかけていきます。

今後見込まれる、アフリカ地域の低所得国向け支援を行うアフリカ開発基金（A f D F）の増資交渉においても、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、積極的に議論を行っていきます。今後とも、政策協議等の場を活用してM D B s 等との意見交換・議論を活発に行っていきます。

D 国際機関と連携したUHC実現のための支援

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC：用語集参照）は平成27年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（S D G s）のターゲットの一つとして挙げられています。我が国は、平成28年5月のG 7伊勢志摩サミットや同年8月の第6回アフリカ開発会議（T I C A D V I）において国際保健を重要な柱と位置付け、UHC推進に係るビジョンを示すなど、国際場裡における議論を先導しています。財務省としても、国際開発金融機関の主要ドナーとして世界銀行等と共同して開発途上国におけるUHC推進のイニシアティブを積極的に進めており、平成29年12月には世界銀行、世界保健機関（W H O）などの国際機関や、厚生労働省、外務省などと共催で「UHCフォーラム2017」を東京にて開催し、UHC達成の取組を加速させるためのコミットメントとして、UHC達成に向けたグローバルなモメンタムの強化や各国・各機関の連携体制強化等を提唱した「UHC東京宣言」を発表しました。また、平成30年4月にはI M F・世界銀行春会合においてUHC財務大臣会合を開催し、UHC実現に向けた持続可能な保健財政枠組構築のための財務当局の関与の重要性や財務大臣と保健大臣の連携の重要性について発信しました。

こうした取組を踏まえ、日本議長下のG 20においては、世界銀行からのインプットを得つつ、「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG 20共通理解」（G 20共通理解文書）を取りまとめ、令和元年6月に開催されたG 20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG 20財務大臣・保健大臣合同セッションの双方にて、G 20共通理解文書へのコミットメントを確認することができました。

令和2年のサウジアラビア議長下のG 20においては、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、UHC実現に向けた取組を通じた感染症への備えと対応の向上が持続的な経済成長に不可欠であるとの理解が広がり、G 20行動計画に上記共通理解文書へのコミットメントを再確認することが盛り込まれました。

令和3年のイタリア議長下のG 20では、包括的で強靱な国際保健システムの強化、G 20共通理解文書へのコミットメントを含めたUHCの推進に合意しました。更に、将来のパンデミックへの予防・備え・対応を強化すべく、財務・保健当局の連携強化等を目的とした「G 20財務・保健合同タスクフォース」の設立に合意しました。

また、アジア開発銀行では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げました。財務省は、令和3年4月から、アジア開発銀行の日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与を支援しています。

今後も、関係省庁や、世界銀行・アジア開発銀行・世界保健機関（WHO）といった国際機関と連携を深めながら、UHC実現に向けた議論・取組に積極的に参画していきます。

E 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

平成27年12月に行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。同協定は平成28年11月に発効し、令和2年1月より本格実施されているところであり、今後この協定の目的達成に向けた途上国の取組を積極的に支援していきます。

我が国は、世界銀行が管理する信託基金である地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）（用語集参照）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）（用語集参照）、更には平成22年の国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で設立が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）（用語集参照）の主要な拠出国となっております。関係省庁と協力し、各基金の評議会等への参加を通じてその活動を支援しています。

財務省は、G7、G20及びCOP等の国際場裡において、パリ協定の目的達成に向けた途上国の取組に係る議論や支援に積極的に参画しています。具体的には、令和3年10月に開催された世界銀行・IMF年次総会の際に、「MDBsのエネルギー支援に係る提案」を公表し、MDBsに対して、途上国における野心的なエネルギー計画等の策定・執行に係る支援と、温室効果ガスを削減する観点から最良のプロジェクトへの支援を要請しました。また、同年11月に開催されたCOP26の際には、アジア開発銀行（ADB）のエネルギー・トランジション・メカニズム（ETM）や世界銀行に設置されている気候投資基金の資本市場メカニズムの立上げに貢献しました。今後も、国際社会やMDBsとも連携し、地球環境保全に向けた取組に積極的に参画していきます。

F ロシアによるウクライナ侵略への対応

国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略を受け、困難に直面するウクライナ及び周辺国等に対し、G7やMDBs等と連携し、財政面を含めた支援を行うと共に、こうした侵略が世界経済に多くの混乱をもたらしているところ、特に影響の大きい途上国に対しても、支援を行っていきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画

（令和4年度目標）

世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。具体的には、IDA20等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。

また、今後見込まれるアフリカ開発基金（AfDF）の増資交渉において、我が国が開発分野で重視するテーマが重点政策と位置付けられるよう、主要ドナーとして議論を主導していきます。

（目標の設定の根拠）

MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。

政6-2-2-B-2：UHC実現に向けた戦略的な取組への積極的な参画

(令和 4 年度目標)	
我が国が国際的取組を先導している UHC の実現に向けた議論に積極的に参画していきます。	
(目標の設定の根拠)	
開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHC の実現が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加と UHC 実現に向けた取組の推進が必要であるためです。	
政 6-2-2-B-3 : 地球環境保全に向けた議論への積極的な参画	
(令和 4 年度目標)	
G 7 や G 20 等の国際会議や、我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ (Global Environment Facility : G E F)、気候投資基金 (Climate Investment Funds : C I F) 及び緑の気候基金 (Green Climate Fund : G C F) の運営に係る議論に積極的に参画していきます。	
(目標の設定の根拠)	
気候変動等の地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における地球環境の保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○ 参考指標 1 「国際開発金融機関 (M D B s) に対する主要国の出資」 ○ 参考指標 2 「国際開発金融機関 (M D B s) 等に対する拠出金」 ○ 参考指標 3 「国際開発金融機関 (M D B s) の活動状況」 ○ 参考指標 4 「円借款実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 5)】 ○ 参考指標 5 「国際協力銀行 (J B I C) の出融資保証業務実施状況」【再掲 (総 5-1 : 参考指標 6)】 ○ 参考指標 6 「国際協力銀行 (J B I C) によるサムライ債発行支援の実績」
施策	政 6-2-3 : 債務問題への取組
取組内容	我が国は、債務問題に直面した開発途上国政府に対し、パリクラブ (主要債権国会合) 合意に基づき、公的債権の繰り延べや削減を行っています。近年においては、開発途上国に対する資金援助の構造も変化してきており、中国等をはじめとしたパリクラブ以外の新興援助国や、開発途上国自身による債券発行も含めた民間からの資金が増加する傾向にあります。その一方で、I M F や世界銀行においては、我が国を含めた全ての債権者やドナーが、債務持続可能性分析の枠組に沿った行動をとるよう促しています。 財務省としても、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、国際社会における議論に積極的に参画しています。また、I M F ・世銀の各信託基金 (「決定のためのデータ基金」・「債務管理ファシリティ」) 等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等を実施しています。令和 3 年 12 月に合意した I D A 20 では、日本の働きかけで、債務の透明性・持続可能性の向上が重点政策の 1 つに盛り込まれるとともに、債権国からの債務データ共有の促進を図ることとなっています。 G 20 及びパリクラブは、令和 2 年 4 月、新型コロナウイルス感染症の拡大によって流動性危機に直面する低所得国に対し、これら諸国の公的債務の支払を一時的に猶予する「債務支払猶予イニシアティブ」(以下、D S S I) に合意しました。また、令和 2 年 11 月には、D S S I 対象国に対する債務救済を行うにあたっての「D S S I 後の債務措置に係る共通枠組」(以下、「共通枠組」) に合意しました。D S S I は令和 3 年 12 月末に失効しており、今後は「共通枠組」

	組」の下での債務措置を迅速に実施する必要があります。我が国は、具体的な債務措置に向けた議論への参画を通して、開発途上国の債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けて、取り組んでいます。 今後も、債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入（用語集参照）の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。
--	--

定性的な測定指標

	【主要】 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画
	（令和4年度目標） 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。
	（目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由

	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
取組内容	開発途上国が持続的な経済発展を進めるためには、財政金融分野等における適切な制度の構築が必要です。また、開発途上国と我が国が貿易投資等の経済関係や、密輸阻止及びテロ防止等のための協力関係を深める前提として、相手国当局の能力強化が重要です。 この観点から、これまでの取組を踏まえつつ、政策担当者等を日本に受け入れての経済財政政策等についての調査研究・セミナー等の実施、開発途上国が抱える政策課題等について現地に専門家等を派遣しての調査研究・セミナー等による技術支援の実施のほか、海外の研究機関との交流を通じ、我が国の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供することで、開発途上国における政策の立案及び実施能力の向上等を目的とした人材育成支援を中心とする国際協力に積極的に取り組んでいきます。なお、今年度も、新型コロナウイルスの感染状況も見つつ、オンライン形式での交流・セミナー等も検討します。 また、開発途上国の税関当局に対しても、WCO（世界税関機構：用語集参照）をはじめとする国際機関等とも連携しながら、税関分野の制度構築・整備、執行改善・能力強化を支援し、我が国との貿易投資等の経済関係及び水際取締りに関する協力関係の強化に取り組んでいきます。 同時に、これまで行った支援の不断の点検と改善を行うことにより、今後実施する支援が質の高いものとなるよう努めます。 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研

	修・セミナー参加者の満足度」(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)を、測定指標として設定しています。
--	---

定量的な測定指標							
[主要] 政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目 標 値	
	目 標 値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	
	実績値	96.9	99.0	99.0	N. A.		
（注）令和3年度の実績値は、令和4年6月に確定し、令和3年度実績評価書に記載します。 （出所）関税局参事官室（国際協力担当）、財務総合政策研究所総務研究部国際交流課 （目標値の設定の根拠） 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。							
今回廃止した測定指標とその理由							
該当なし							
参考指標	○参考指標1「研修・セミナー等の実施状況」						

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
（項）経済協力費	98,835,862 千円	147,509,923 千円	104,998,911 千円	77,806,694 千円	
（事項）経済協力に必要な経費	98,835,862 千円	147,509,923 千円	104,998,911 千円	77,806,694 千円	
内 アジア開発銀行等 拠出金	29,834,748 千円	95,158,094 千円	57,418,106 千円	30,165,481 千円	0031～0050
内 独立行政法人国際 協力機構有償資金協力 部門出資金	67,310,000 千円	51,440,000 千円	47,020,000 千円	47,090,000 千円	0051
内 米州投資公社出資 金	802,621 千円	501,861 千円	162,498 千円	159,004 千円	0052
その他	888,493 千円	409,968 千円	398,307 千円	392,209 千円	行政事業レビュー の対象外
合計	98,835,862 千円	147,509,923 千円	104,998,911 千円	77,806,694 千円	

（注）「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標6-2に係る予算額を記載しています。

担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当）、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施予定時期	令和5年6月
-------	---	------------	--------

○ 政策目標 6 - 3 : 日本企業の海外展開支援の推進

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 各地域の膨大なインフラ整備需要に対し、各国・国際機関と協働し、日本の官民の力を総動員して対応すべく、政府は平成28年5月に「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、実行しています。また、令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和3年6月に改訂）、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成するとの目標に向けて取り組んでいます。 財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。
--------------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進

関連する内閣の基本方針	○「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定） ○「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（平成28年5月23日公表） ○「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） ○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定） ○「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月10日第49回経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂）
---------------------------	---

施策	政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
取組内容	国際情勢の複雑化、地球規模課題の深刻化やインフラ市場展開地域・分野の拡大により、インフラ海外展開に影響を与えるリスクも多様化しており、安定的な日本企業の海外展開のため、一層の対応が求められています。日本企業の海外でのビジネス展開に対しては、これまでもJICAによる有償資金協力やJBIC等を通じた支援を行ってきたところですが、国際的な競争が激しくなっている分野の案件や民間の金融機関で対応できないリスクの高い案件については、官民あげて一層取り組む必要があります。財務省は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等に盛り込まれている当該施策について、経協インフラ戦略会議における議論にも参加しながら、JICAによる有償資金協力やJBICの出融資保証業務の枠組みを活用して、ファイナンス面から日本企業の海外展開支援をより一層支援していきます。 A JICAによる有償資金協力を通じた支援 JICAによる有償資金協力については、政府が発表した「質の高いインフラパートナー

ーシップ」(平成27年5月)及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(平成28年5月)等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これらを踏まえ、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化を支援するため、本邦技術活用条件(STEP:用語集参照)による円借款供与をはじめとする着実な支援を実施するとともに、関係省庁・関係機関との連携を図りつつ、円借款の更なる迅速化等に努めるなど、制度改善を実施してきました。具体的には、STEPについて、平成30年12月に、入札における競争性の向上及び応札企業の価格競争力強化等に資する制度改善を行いました。また、JICAが海外投融資(用語集参照)業務で出資する際の現地企業等への直接出資にかかる限度額について、原則は25%以下であるところ、質の高いインフラの推進に資する事業については50%未満とする出資比率上限規制の柔軟化を実施しました。さらに、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JBIC先議を含むJICA海外投融資の審査プロセスについて、産業界の意向も踏まえつつ、本邦企業のニーズに透明性と予見可能性をもって迅速に対応するために、関係省庁が検討した運用の見直し・改善の具体的な方策を実行に移しました。

こうした制度改善等を踏まえ、有償資金協力の活用を通じて日本企業の参画を支援することで、新興国・開発途上国を支援しつつ、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化の実現を図ります。

B JBICを通じた支援

JBICを通じた支援については、平成27年5月21日に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」等を踏まえ、民間の資金・ノウハウを活用した海外のインフラプロジェクト等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、平成28年5月18日に改正した株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)においては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」を創設するなど、リスクマネー供給拡大のための機能を強化しました。また、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月)等を踏まえ、技術優位性等を持つ日本企業による海外展開を支援し、日本企業によるイノベーションと新規事業投資を促進するため、令和2年1月に株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部を改正し、JBICによる支援の対象となる先進国向け事業を追加しました。加えて、日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援することを目的として、「成長投資ファシリティ」を創設しました。

同年4月には、新型コロナウイルス感染拡大への臨時・特例の措置として、日本企業の海外事業活動の維持・確保・再構築等を強力に支援するため、同ファシリティを拡充し、「新型コロナ危機対応緊急ウインドウ」を創設しました。7月には、株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号)の一部改正等により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業に対し、JBICが融資を行いうる対象等を、時限的に開発途上地域以外の地域等に拡大しました。令和3年1月、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」に基づき、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、「ポストコロナ成長ファシリティ」を創設しました。同ファシリティは、これまでの「成長投資ファシリティ」を再編し、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動を支援する「脱炭素推進ウインドウ」、

	及びサプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援する「サプライチェーン強靱化ウインドウ」の2つのウインドウからなるものです。					
	今後とも、J B I Cが有する様々なツールを一層活用し、開発途上国等海外の経済社会の発展を取り込み、日本企業の積極的な海外展開を一層支援できるよう、財務省として積極的に取り組んでいきます。					
定性的な測定指標						
	政6-3-1-B-1：国際協力機構（J I C A）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組					
	（令和4年度目標） 日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、J I C Aによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。					
	（目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、J I C Aによる有償資金協力が重要なツールの一つであるためです。					
	〔主要〕政6-3-1-B-2：国際協力銀行（J B I C）を通じた効率的・戦略的な支援の取組					
	（令和4年度目標） J B I Cにおいては、更なるリスク・テイクを可能とする「特別業務」や「ポストコロナ成長ファシリティ」等のツールを活用し、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。					
	（目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたJ B I Cによる出融資保証業務が重要なツールの一つであるためです。					
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	○参考指標1「円借款実施状況」【再掲（総5-1：参考指標5）】 ○参考指標2「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5-1：参考指標6）】 ○参考指標3「海外インフラ案件の受注金額」【再掲（総5-1：参考指標7）】					
政策目標に係る予算額		令和元年度	2年度	3年度	4年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
上記の政策目標に関連する予算額はありません。						
担当部局名			国際局（総務課、開発政策課）		政策評価実施予定時期	令和5年6月